

基発 0517 第 4 号
令和 3 年 5 月 17 日

農林水産省農村振興局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

基本的対処方針の改正等を踏まえた
職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和 3 年 5 月 14 日に、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)が改正され、感染防止のための取組に「昼休みの時差取得」が追加される等、職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充が図られたところです。

職場における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和 3 年 4 月 26 日付け及び同年 5 月 10 日付け厚生労働省労働基準局長通知により留意事項をお示しし、貴省の所管団体等に対して周知をお願いしたところですが、これらの事項に加え、昼休みの時差取得を実施し、会話をする際にはマスクを着用する等の飲食の場での対策や、熱中症のリスクを踏まえた感染症対策に取り組んでいただくことにつきましてもご配慮いただくよう、貴省の所管団体等に対して周知の御協力をお願いいたします。

【照会先】

労働基準局 総務課

課長 石垣 健彦

課長補佐 富賀見 英城

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5554)

(直通電話) 03(3502)6741

労働基準局 安全衛生部労働衛生課

課長 高倉 俊二

室長補佐 岩澤 俊輔

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5497)

(直通電話) 03(3502)6755